

## 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」の建設部運用（受注者用）

### 1. 気温の計測方法等

#### (1) 計測方法

気象庁の地上気象観測所の気温 (A) または 環境省が公表している観測地点の暑さ指指数 (WBGT) (B) のいずれかを用いることとし、地上気象観測所または観測地点は施工現場から直線距離で最寄りのもの（秋田県内に限る、表-1 参照）を選定する。なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25°C 以上となる日を真夏日と見なす。

受注者は、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載する ((A) または (B)、さらに地上気象観測所（または観測地点）を定める)。

#### ● 運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指數 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35°C以上	31°C以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31~35°C	28~31°C	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10~20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
28~31°C	25~28°C	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24~28°C	21~25°C	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24°C未満	21°C未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給が必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

表-1. 地上気象観測所及び観測地点の一覧

気象庁の地上気象観測所の 気温(A)	環境省が公表している観測地点の 暑さ指指数(WBGT)(B)
八森、能代、鷹巣、脇神、大館、鹿角、湯瀬、八幡平、男鹿、大潟、五城目、阿仁合、秋田、雄和、岩見三内、角館、田沢湖、大正寺、大曲、本荘、東由利、横手、にかほ、矢島、湯沢、湯の岱	八森、能代、鷹巣、大館、鹿角、湯瀬、八幡平、男鹿、大潟、五城目、阿仁合、秋田、岩見三内、角館、田沢湖、大正寺、大曲、本荘、東由利、横手、にかほ、矢島、湯沢、湯の岱

#### (2) 計測結果の報告

受注者は、施工計画書に基づき、計測結果の資料を発注者に提出するものとする。  
その提出が無い場合は、発注者は補正をしないものとする。

## 2. 積算方法等

発注者は、受注者より提出された計測結果の資料をもとに、令和元年7月26日付け「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（通知）」（技管－287）に基づき、真夏日率を算出し次により現場管理費率に加算するものとする。

### （1）補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正值を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正是変更契約において行うものとする。

$$\boxed{\text{補正值} (\%) (\text{※1}) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} (\text{※2})}$$

（※1）補正值（%）は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

（※2）真夏日補正係数：1. 2

### （2）現場管理費

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数 (※3)) + 補正值 (※4))

（※3）該当工事の積算基準における「地域補正」の補正係数をさす。

（※4）該当工事の積算基準における「施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」（「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」及び「緊急工事の場合」）、及び本通知の補正とする。重複する場合においては最高2%とする。

## 3. 対象工事である旨等の明示等

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である旨等を特記仕様書に明示するものとする。

ただし、令和元年7月26日付け「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（通知）」（技管－287）の通知日時点で既に公告しており、令和元年8月1日以降に当初契約を締結する工事においては、当初契約締結後すみやかに、受注者に対しその旨を工事打合簿で通知すること。

なお、当面の間、災害復旧工事、下水道工事及び営繕工事を対象から除くものとします。

### [工事打合簿記載例]

- ・「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（通知）（技管－287）」を適用する（通知）

## 4. 施工箇所が点在する工事の積算への適用

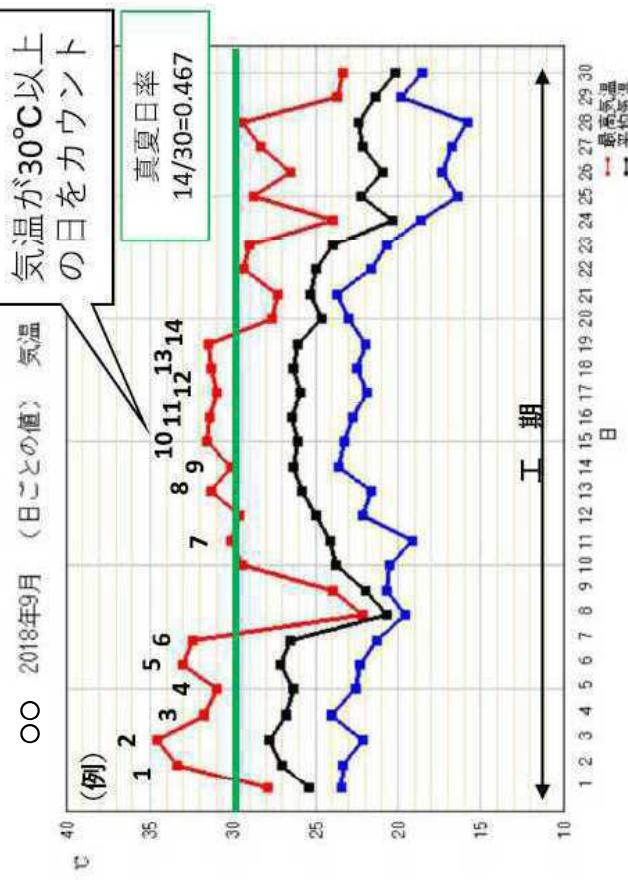
施工箇所が点在する工事の積算においては、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

## 5. その他

上記の取扱いについて、現場条件等により対応が困難な場合については、監督職員との協議により決定するものとする。

## ■ 気温管理の例

○気象庁HPの値を使用する場合



○環境省HPの値を使用する場合

Date (日付)	Time (時間)	WBGT (暑さ指 数: 湿球・黒球 温度 (度))	T <sub>g</sub> (黒球温度)
2017/8/1	1:00	27.2	27.5
2017/8/1	2:00	26.8	27.1
2017/8/1	3:00	26.4	26.6
2017/8/1	4:00	26.1	26.3
2017/8/1	5:00	26	26.1
2017/8/1	6:00	26.2	26.9
2017/8/1	7:00	28.3	35.3
2017/8/1	8:00	30.3	41.9
2017/8/1	9:00	31.2	44.6
2017/8/1	10:00	33.2	48.1
2017/8/1	11:00	33	47.4
2017/8/1	12:00	32.3	47.2
2017/8/1	13:00	32.4	48.6
2017/8/1	14:00	32.7	48.4

気象庁HPホーム>各種データ・資料>過去の気象データ検索【秋田県〇〇】を選択

環境省熱中症予防情報サイト>暑さ指數(WBGT)>  
【東北地方 秋田県〇〇】を選択>過去のデータ